

平成20年度税制改正のポイント

平成20年度税制改正の概要を、中小企業経営に関連する項目を中心に紹介します。

主な改正項目

【中小企業の事業承継の円滑化】

- 1 中小企業事業承継税制の抜本拡充
- 2 非上場株式会社における営業権の評価の改正

【中小企業の生産性向上・成長の底上げ】

- 1 減価償却制度の見直し
- 2 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長
- 3 農商工連携等を促進する税制措置の拡充
- 4 研究開発促進税制・中小企業技術基盤強化税制の拡充
- 5 中小企業投資促進税制の延長、情報基盤強化税制の延長・拡充
- 6 人材投資促進税制の拡充
- 7 企業再生税制の特例措置を受ける私的整理の要件の緩和
- 8 交際費の損金算入の特例の延長

中小企業の事業承継の円滑化

1. 中小企業事業承継税制の抜本拡充（平成21年度税制改正において創設し、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（仮称）」の施行日（平成20年10月予定）以降の相続に遡って適用される予定）

- (1) 非上場株式の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予

自社株に係る10%減額措置（現行制度）

（主な要件）

<対象会社要件>

- 発行済株式時価総額20億円未満の会社

<軽減対象の上限>

- 相続した株式のうち、発行済株式総数の2/3又は評価額10億円までの部分のいずれか低い額

軽減割合を80%に大幅拡充

自社株に係る80%納税猶予（改正後）

（主な要件）

<対象会社要件>

- 中小企業基本法上の中小企業
*株式総額要件は撤廃

<軽減対象の上限>

- 株式の限度額は撤廃
*但し、発行済議決権株式総数の2/3以下の限度有り

（資料）経済産業省「平成20年度税制改正について」

- (2) 適用要件

①事業承継相続人・被相続人の要件

（事業承継相続人）イ. 会社の代表者であること

ロ. 事業承継相続人と同族関係者で発行済株式等の50%超を保有し、同族内で筆頭株主であること

- (被相続人) イ. 会社の代表者であったこと
ロ. 被相続人と同族関係者で発行済株式等の50%超を保有し、同族内で筆頭株主であったこと

② 5年間の事業継続要件

相続税法定申告期限から5年間の間に以下の3つの要件を維持できなくなった時は、猶予されていた相続税額を全額納付しなければなりません。5年経過後であっても、一部でも対象株式を譲渡等した場合には、譲渡した割合に応じて納税猶予額を納付しなければなりません。

- イ. 相続人が代表者であること
ロ. 雇用の8割を維持すること
ハ. 相続した対象株式を保有すること

③ 納税猶予の対象となる自社株式の限度

相続等により取得した議決権株式等と、相続開始以前から既に保有していた議決権株式等を合わせて、その会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分が対象となります。

2. 非上場株式を純資産価額方式により評価する場合に計上される営業権の評価の見直し

【営業権の評価方法】

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{利益金額} \\ \text{①標準企業者報酬額} \end{array} \times 0.5 - \begin{array}{l} \text{総資産価額} \\ \text{②基準年利率} \end{array} \right\} \times \begin{array}{l} \text{営業権の持続年数(原則10年)} \\ \text{に応ずる基準年利率による複利年金現価率} \end{array}$$

① 標準企業者報酬額を実態調査結果に基づいて改正

現 行 (抜 粋)		引上げ	改 正 後 (抜 粋)	
利益金額	標準企業者報酬額		利益金額	標準企業者報酬額
5,000万円	850万円 (17%)		5,000万円	2,500万円 (50%)
1億円	1,000万円 (10%)		1億円	4,000万円 (40%)
5億円	5,000万円 (10%)		5億円	1億円 (20%)

② 総資産価額に乗じる基準年利率を企業の収益率を基にしたものに見直し

現 行		引上げ	改 正 後	
基準年利率(国債の利回り)	2%		総資産利益率(利益÷総資産)	5%

(資料) 経済産業省「平成20年度税制改正について」

中小企業の生産性の向上・成長の底上げ

1. 減価償却制度の見直し

- (1) 機械及び装置を業種目毎の55 (現状は390) 区分 (日本標準産業分類の中分類) に大括りし、区分毎に耐用年数を統一
- (2) 使用実態等を踏まえ耐用年数を見直し
- (3) 耐用年数の短縮特例制度の簡素化

短縮特例の承認を受けた減価償却資産について、軽微な変更があった場合又は同一の減価償却資産を取得した場合等には、改めて承認申請することなく、変更点等の届出により特例を適用することができる等の簡素化が行われます。

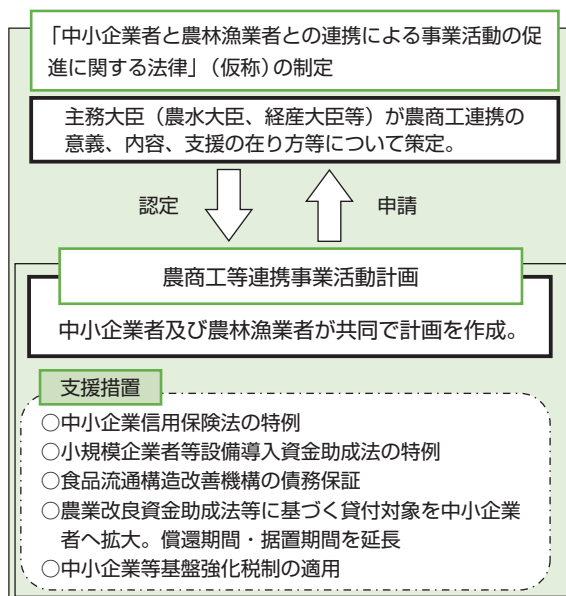
2. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

資本金1億円以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額損金算入 (即時償却) を認める制度 (本則は10万円未満) の適用期限が2年間延長されます。

3. 農商工連携等を促進する税制措置の拡充

中小企業等基盤強化税制（特定の事業を営む中小企業者等が対象となる一定額以上の資産を取得又は製作し、国内において事業の用に供した場合に、取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却のいずれかを選択できる制度）が拡充されます。

- (1) 対象法人に「中小農商工連携促進法（仮称）」の認定農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う中小企業者を追加
- (2) 対象資産に認定農商工等連携事業計画に定める機械装置（取得価額280万円以上）を追加

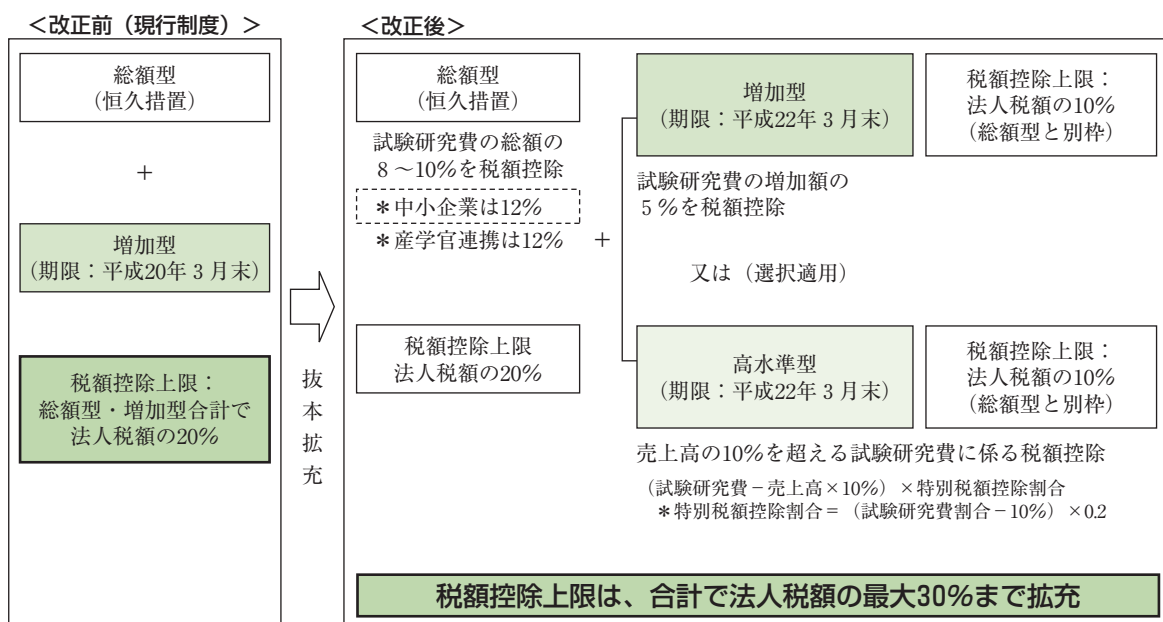


（資料）経済産業省「平成20年度税制改正について」

4. 研究開発促進税制・中小企業技術基盤強化税制の拡充

試験研究費の増加分に対する税額控除率の上乗せ措置を改組し、総額型とは別に増加型又は高水準型（試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合に、その超える部分の金額に特別税額控除割合（*）を乗じた額を選択適用することが可能となります。

$$(*) \text{ 特別税額控除割合} = (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.2$$



（資料）経済産業省「平成20年度税制改正について」

5. 中小企業投資促進税制の延長、情報基盤強化税制の延長・拡充

- (1) 中小企業投資促進税制を2年間延長
- (2) 情報基盤強化税制
 - ① 2年間延長
 - ② 対象設備の拡大

部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアとして、一定の技術的要件を満たすものが追加されます。

③対象事業者の明確化

SaaS・ASP（インターネット経由で情報処理を行うサービス）事業者が適用対象となることが明確化されます。

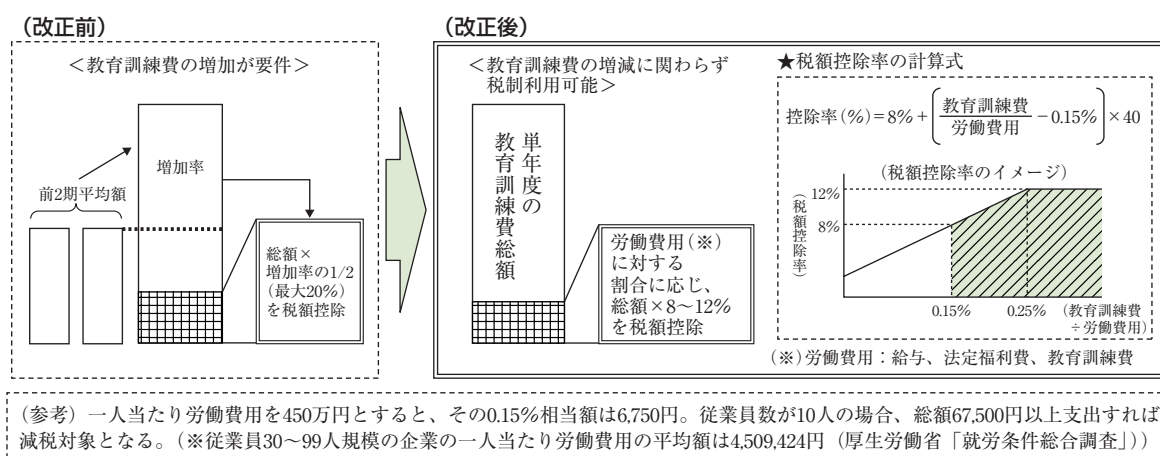
④取得価額の要件変更

イ. 資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等について、対象設備等の取得価額合計額の最低限度が70万円（現行300万円）に引き下げられます

ロ. 資本金又は出資金の額が10億円超の法人等について、取得価額の合計のうち、200億円までが本制度の対象限度となります

6. 人材投資促進税制の拡充

中小企業等については、適用事業年度（単年度）の労働費用に占める教育訓練費の割合が一定水準（0.15%）以上の場合、当該教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除率（8～12%）を乗じた金額が税額控除されます。



(資料) 経済産業省「平成20年度税制改正について」

7. 企業再生税制の特例措置を受ける私的整理の要件の緩和

資産評価損益の計上及び期限切れ欠損金の損金算入を認めている企業再生税制の特例措置について、当該特例措置を受ける私的整理の要件の一つである「2以上の金融機関等が債務免除することが定められていること」の「金融機関等」に信用保証協会が追加されます。

<一定の私的整理の要件>

以下の①～③ 及び ④又は⑤を満たすこと。

- ①一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則に従って再生計画が策定されていること
- ②公正な価額による資産評定が行われ、その評価に基づく実態貸借対照表が作成されていること
- ③上記の実態貸借対照表に基づく債務超過の状況等により債務免除額が定められていること
- ④2以上の金融機関等が債務免除することが定められていること
- ⑤政府関係金融機関又は整理回収機構（RCC）が債務免除することが定められていること

(資料) 経済産業省「平成20年度税制改正について」

8. 交際費の損金算入の特例の延長

中小企業の交際費について、定額控除限度額（400万円）までは、その90%相当額について損金算入が認められている制度が2年間延長されます。

(経営情報部 田中 文男)

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、本支店窓口までお問い合わせください。

発行：中小企業金融公庫 経営情報部 ホームページ <http://www.jasme.go.jp/>